

「Vitality 健康プログラム規約」新旧対照表

改定後	現行
第3章 ポイントおよびステータス	第3章 ポイントおよびステータス
第16条 (Vitality ステータス等)	第16条 (Vitality ステータス等)
<中略>	<中略>
2. 特典の利用に適用されるステータスならびに対象保険契約およびブルー継続保険契約の保険料の決定に適用されるステータスは、以下の各号のとおりとします。	2. 特典の利用に適用されるステータスならびに対象保険契約およびブルー継続保険契約の保険料の決定に適用されるステータスは、以下の各号のとおりとします。
<中略>	<中略>
(2) 保険料の決定に適用されるステータス	(2) 保険料の決定に適用されるステータス
<中略>	<中略>
<u>ウ. 保険料判定に関する妊娠期特別取扱いの申出がされた場合の特則</u>	<u>(新設)</u>
<u>(ア) 2024年4月1日以降に市区町村から母子健康手帳の交付を受けた会員は、当該母子健康手帳の交付を受けた日（以下、本号において「母子健康手帳交付日」といいます。）から当該日が属する会員年度の翌々会員年度の末日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、当社所定の専用フォームから保険料判定に関する妊娠期特別取扱いの申出をすることができます。当該申出がされた場合には、</u>	

改定後	現行
<u>当該会員が締結しているすべての対象保険契約およびブルー継続保険契約について、当該申出がされたものとみなします。</u> <u>(イ) 会員から(ア)の申出があった場合には、次のaまたはbに掲げる区分に応じ、それぞれaまたはbに定める会員年度におけるアまたはイ(ア)により判定された対象保険契約またはブルー継続保険契約の保険料の決定に適用されるステータス（以下、本号において「保険料決定ステータス」といいます。）がブルーステータスとなった場合であつても、ブロンズステータスとして取り扱います（以下、本号においてこの取扱いを「本取扱い」といいます。）。ただし、会員が(ア)の申出をした時点で既に確定している保険料決定ステータスには、本取扱いは適用されません。</u> a. <u>母子健康手帳交付日が会員年度開始日の1年前の日から会員年度開始日の前日までの間に属する場合</u> <u>初年度の会員年度およびその翌会員年度</u> b. <u>母子健康手帳交付日が会員年度開始日以降である場合</u> <u>母子健康手帳交付日が属する会員年度（母子健康手帳交付日が保険料判定日以前の日である場合に限ります。）、その翌会員年度およびその翌々会員年度</u> <u>(ウ) (イ)の規定にかかわらず、母子健康手帳交付日が保険料判定日以前の日であっても、当該保険料判定日の翌日から起算して2か月を経過した後に会員が(ア)の申出をしたときは、当該保険料判定日の属する会員年度の保険料決定ステータスには、本取扱いは適用されません。</u> <u>(エ) (イ)の規定にかかわらず、ブルー継続保険契約になった日以降に</u>	

改定後	現行
<u>新たに締結された対象保険契約について (ア)の申し出があった場合には、当該ブルー継続保険契約には本取扱いは適用されません。</u> <後略>	<後略>
(最終更新日： <u>2025年3月25日</u>)	(最終更新日： <u>2024年9月25日</u>)